

授業料免除を申請する方へ

修学支援新制度における授業料免除手続き済みの方も必ず以下をご確認ください。

2020年度 授業料免除申請の主な変更点について

1. 学部生の授業料免除について

2020年度4月から高等教育の修学支援新制度（以下「新制度」）が実施され、留学生を除く学部生の授業料免除は、この新制度へ移行します。詳細については、岡山大学ホームページ 学生生活 > 入学科・授業料免除 (http://www.okayama-u.ac.jp/tp/life/seikatu_al.html) 高等教育の修学支援新制度（授業料等減免と給付型奨学金）をご確認ください。

上記新制度の支援対象となる方は、新制度における手続きが必要ですが、以下の場合は、**経過措置**として、**現行の免除判定結果と新制度の支援区分との差額分を免除するようになります。**

- ・新制度の**支援対象外**となる場合
- ・新制度の支援額が、現行の免除制度の結果と比較すると**減額**となる場合

※ 経過措置に係る手続きは、JASSO シミュレーション結果により行っていただくようになります。シミュレーションの結果は満額支援であっても、今後確定する JASSO 認定結果が満額支援以外となった場合は、早急に授業料免除担当（学生支援課⑦番窓口 086-251-7211, 鹿田・夜間主コースは各教務担当）へ申し出てください。

2. 高等教育の修学支援新制度導入に伴う経過措置について

① 2020年度以降入学者への対応

学部生については高等教育の修学支援制度（以下「新制度」）のみで対応します。

※大学院生（外国人留学生を含む）、被災学生（激甚災害被災により、国からの支援対象となる学生）については、現行の授業料免除制度により対応します。

（被災学生については、日本学生支援機構（以下 JASSO）認定の免除額が満額以外であった場合は、差額分を免除します。）

② 新制度の対象外となる在學生（2019年度以前入学者）への対応

現行の授業料免除制度により対応します。

③ 新制度において授業料免除が減額となる在學生（2019年度以前入学者）への対応

現行の岡山大学授業料免除基準に基づき選考した結果、JASSO 認定の免除額を上回る場合（【例】全額免除：2/3・1/3，半額免除：1/3）その差額分を免除します。

新制度の申請者については JASSO シミュレーション結果を参考に、授業料免除を申請し選考を受けることが出来ます。

④ 支援対象について

新制度の支援要件を満たす方については、新制度における申請を行っていないければ、授業料免除申請の対象となりません。必ず新制度における手続きを行ったうえで、経過措置に係る現行の授業料免除申請を行ってください。（新制度において満額支援となる方は、経過措置の対象となりません。）

なお、2020年度は、新制度未申請の方については、4/7（火）～4/10（金）の日程（予定）で申請を受け付けます。 受付場所：一般教育棟 A 棟 1 階 プレゼンテーションルーム

⑤ 旧給付奨学生（新制度において支援対象外となる方）及び被災学生（激甚災害被災により、国からの支援対象となる学部生）の授業料免除について

現行の授業料免除制度により対応します。（現行の給付奨学金制度や被災により全額免除を受けていた学生で、JASSO 認定の免除額が 2/3・1/3 であった場合は、その差額分を免除します。）

今回の経過措置について

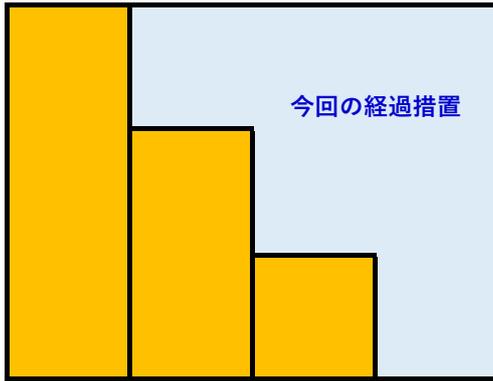
- ・現に支援を受けている学生で、新制度の対象外または支援額が減少する学生については、経過措置として、これまでと同様の支援が可能となる予算を確保。

(「令和2年度予定額 授業料免除枠 算定の考え方」より)

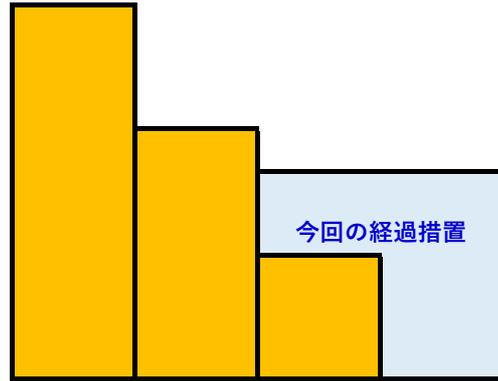
イメージ図

【本学授業料免除基準による選考結果】

(全額免除)



(半額免除)



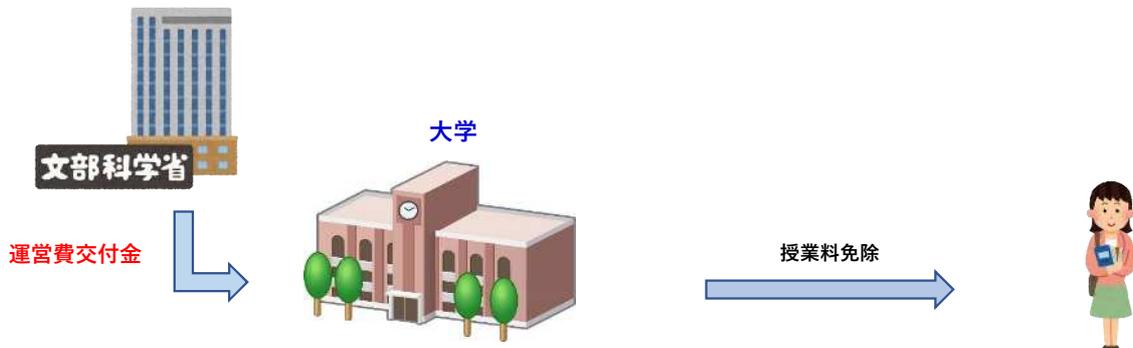
JASSO

全額認定 2/3認定 1/3認定 対象外

全額認定 2/3認定 1/3認定 対象外

令和2年度からの経済支援イメージ図

【現行】



【新しい支援制度】

